

2015年5月19日

株式会社電通

代表取締役社長執行役員 石井 直

(東証第1部 コード番号: 4324)

問合せ先責任者 広報部長 河南 周作

TEL: 03-6216-8041

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月26日開催予定の第166回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

変更理由は以下のとおりです。

- (1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、これを毎年1月1日から12月31日までに変更することにいたしました。国際会計基準(IFRS)の下で、すべての連結子会社と決算期を統一することにより、グループ一体となった経営を推進するとともに、業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を更に高めることを目的としています。これに伴い、現行定款第12条(基準日)、第46条(事業年度)、第47条(期末配当金)および第48条(中間配当金)の一部に所要の変更を行います。また、事業年度の変更に伴い、第167期事業年度は、2015年4月1日から同年12月31日までの9カ月間となります。そのため、同事業年度および同事業年度における中間配当の基準日等に関し、経過措置として附則を設けます。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、社外取締役でない取締役(業務執行取締役等であるものを除きます)および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。取締役および監査役に適切な人材を確保し、それらの者が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条(取締役の責任免除)および第41条(監査役の責任免除)の一部に所要の変更を行います。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおりに改めることを提案いたします。

(下線を付した部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 本会社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 本会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 本会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2. 本会社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2. 本会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(事業年度)</p> <p>第46条 本会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第46条 本会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 本会社は、取締役会の決議によって毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(第167期事業年度)</u></p> <p>第1条 <u>第46条の規定にかかわらず、第167期の事業年度は、2015年4月1日から同年12月31日までとする。</u></p> <p><u>(第167期の中間配当の基準日)</u></p> <p>第2条 <u>第48条の規定にかかわらず、第167期の事業年度の中間配当の基準日は、2015年9月30日とする。</u></p> <p><u>(附則の有効期限)</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、2015年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：2015年6月26日（金曜日）

定款変更の効力発生日（予定）：2015年6月26日（金曜日）

以 上